

平成27年度から軽自動車税の税率が変更されます

平成 26 年度税制改正に伴い、平成 27 年度から下記のとおり、軽自動車税の税率が変更となります。

また、グリーン化（環境負荷の低減促進）を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等の軽自動車については、平成 28 年度から重課税率が適用されます。

◆二輪車等の税率の変更

二輪車等については、下記の車種すべてにおいて平成 27 年度から新税率が適用されます。

車種		現行税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超 90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超 125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車（125cc超 250cc以下）		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円

◆四輪車等の税率の変更

四輪車等の軽自動車については、新車を取得した（最初の新規検査を受けた）年月日によって、税率が異なります。

車両区分		平成27年3月31日以前に 新規登録した車両 (13年を経過しないもの)	平成27年4月1日以降に 新規登録した車両	新規登録から13年を経過 した車両 (平成28年度から)
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
		営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円

軽自動車税は賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在、市内に「主たる定置場」のある軽自動車等の所有者に対して課税されます。

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎ 6 3 - 5 1 1 0

緊急情報伝達システムQ&A

Q 緊急放送は自動でいつでも聞こえるの？

A 緊急放送は、音量を最小にしても自動的に最大音量で放送されます。

ただし、電源ボタンは常に入れておいてください。また、平常時、市等から放送される一般放送は戸別受信機の音量を最小にしておけば聞こえません。

Q 放送を聞きのがしたので、もう一度聞きたい

A 戸別受信機中央付近のオレンジ色の「再生」ボタンを押すと、最大 5 件まで過去の放送を聞くことができます。

「再生」ボタンを押すと録音されている放送の一番新しいものから順次再生します。また、再生中に再生ボタンを押すと次の放送に切り替わります。

